

## 福祉医療制度に関する秋田県からのお知らせ

福祉医療給付に関して、令和4年10月診療分から、以下に掲げるとおり給付対象の変更がありましたので、お知らせします。

市町村名	拡大して実施される給付の内容	法別番号
湯 沢 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ <u>満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)</u>	80

市町村名	拡大して実施される給付の内容	法別番号
能 代 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児及び小中学生のうち、 I. 0歳児の入院・外来(全額助成) II. Iを除く児童の入院・外来(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) ② 同要綱により非該当になる高校生等(※)のうち I. 市民税所得割非課税世帯(全額助成) II. <u>市民税所得割課税世帯(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)</u> ※ 高校生等:18歳に到達した日以後の最初の3月31日まで	80

問い合わせ先  
 秋田県健康福祉部長寿社会課  
 国保・医療指導室 佐藤  
 TEL:018-860-1351

# 全市町村実施状況一覧(令和4年10月1日現在)

## 1 秋田県福祉医療費補助金交付要綱に定める基準により実施される給付

R4.10.1

実施主体	対象 ( 助 成 内 容 )	法別番号
各市町村	(1) 乳幼児(未就学児)及び小中学生 中学校修了年度の3月31日までの間にある児童 ① 0歳児(全額助成) ② 住民税所得割非課税世帯の児童(全額助成) ③ ①、②以外の児童(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	74
	(2) ひとり親(母子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(全額助成)	75
	(3) ひとり親(父子)家庭の児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(全額助成)	76
	(4) 高齢身体障害者 65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者(全額助成)	
	① 国民健康保険、被用者保険の加入者(本人を除く)	72
	② 後期高齢者医療制度の被保険者	77
	(5) 重度心身障害(児)者 身体障害者手帳1～3級所持者又は療育手帳(A)所持者(全額助成)	
	① 国民健康保険、被用者保険の加入者	73
	② 後期高齢者医療制度の被保険者	78

## 2 1の基準を拡大して実施される給付

実施主体	対象 ( 助 成 内 容 )	法別番号
秋田市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 ① 0歳児の入院・外来(全額助成) ② 1歳児以上の幼児(小学校1年生の7月31日まで)の入院・外来 (半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	80
大館市	秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる対象者のうち、 ① 0歳児の入院・外来及びひとり親家庭の児童(全額助成) ② 1歳及び2歳児の入院・外来、並びに3歳以上の乳幼児・小中学生の入院 (半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	80
鹿角市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(全額助成)	80
由利本荘市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	

潟 上 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	81 80 80
大 仙 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	81 80 80
北 秋 田 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	81 80 80
湯 沢 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
男 鹿 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 高校生等(満15歳に達した日以後の最初の4月1日から、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者。ただし社会保険各法の本人は除く。)(全額助成)	81 80 80
に か ほ 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(全額助成) ④ 同要綱に該当するひとり親家庭の児童の親(全額助成)	80
横 手 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ ひとり親家庭の児童の親(全額助成)	80
能 代 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児及び小中学生のうち、 Ⅰ. 0歳児の入院・外来(全額助成) Ⅱ. Ⅰを除く児童の入院・外来(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) ② 同要綱により非該当になる高校生等(※)のうち Ⅰ. 市民税所得割非課税世帯(全額助成) Ⅱ. 市民税所得割課税世帯(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) ※ 高校生等:18歳に到達した日以後の最初の3月31日まで	80
仙 北 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	81 80 80

小坂町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
上小阿仁村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 住民税所得割課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト)	80
	④ 住民税所得割非課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者(全額助成)	80
	⑤ 15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
藤里町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
五城目町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
八郎潟町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(ただし社会保険各法の本人は除く)(全額助成)	80
井川町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
大潟村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
羽後町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児及び小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80
東成瀬村	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80

美 郷 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 高校生等(満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童)(全額助成)	80
三 種 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 高校生等(15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者)(全額助成)	80
八 峰 町	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80